



# 第28回

## IAS21「外国為替レート変動の影響」、IFRIC16「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

なか い ゆう いちろう  
公認会計士 中井 雄一郎

企業は、外貨建取引、若しくは在外営業活動体を保有することで、在外活動を行うことが可能であり、本稿の前半で取り上げるIAS第21号は、企業の財務諸表に外貨建取引及び在外営業活動体を計上するための方法と、財務諸表を表示通貨に換算するための方法を規定している。ここでは、主に、いかなる為替レートを適用し、通貨自体とタイミングを原因として生じる為替レートの変動をいかにして報告するかが目的となっている（IAS21.1-2）。

なお、在外営業活動体を保有するための純投資から生じる為替リスクについて、いかにヘッジするかを規定したものが、本稿の後半で取り上げるIFRIC第16号である。

既に、IFRSの導入について、議論もだいぶ進み、概念的な部分から、詳細な検討を始める日本の企業も増えつつあることが、例えば、東京証券取引所が平成22年11月15日に公表した調査結果からも明らかになってきている。しかし、後述する「機能通貨」の検討、在外営業活動体の換算は、在外活動を広く行っている企業においては、財務的、業務プロセス的にも、システマ的にも、非常に重要な影響を受ける可能性の高い論点であるにもかかわらず、まだ多くの企業では未検討に近い項目と考えられる。本稿が検討のきっかけとなれば幸いである。以下に示した見解は筆者個人のものであり、所属する法人等のいかなる見解でもないことをご留意いただきたい。

### I. IAS第21号「外国為替レート変動の影響」

#### I 日本基準との相違

日本基準との相違については、以下の表を参照していただきたい。

【図1：IFRSと日本基準の相違点の概略】

No.	項目	IFRSの処理	日本基準の処理
1	機能通貨の決定及び機能通貨での記帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営者は、企業が営業活動を行う主たる経済環境等を考慮して機能通貨を決定しなければならない。機能通貨は、原則、各社ごとに検討する必要がある。</li> <li>外貨建取引を当初認識する場合には、取引日における機能通貨と当該外貨との直物為替レートをを用いて、機能通貨で計上しなければならない。決定された機能通貨で記帳することが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能通貨という明確な概念は存在しない。</li> </ul>
2	外貨建取引の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能通貨以外の通貨で表示されているか又はそれによる決済を必要とする取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引（円建て以外の取引）</li> </ul>
3	在外営業活動体の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告企業の所在国以外の国又は所在国の通貨以外の通貨にその活動の基盤を置く報告企業の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店をいう。</li> <li>在外支店と在外子会社等のような法的形式的な区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外支店と在外子会社等に区別する。</li> </ul>

		分ではない。	
4	在外営業活動体の換算	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの機能通貨による記帳後、在外営業活動体を連結上の表示通貨に換算する。</li> <li>機能通貨が超インフレ経済下の通貨でない場合（通常のケース）、次の手続により異なる表示通貨に換算しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 表示される各貸借対照表の資産と負債は、各貸借対照表日の決算日レートで換算する。</li> <li>▶ 各包括利益計算書（損益計算書）の損益は、各取引日の為替レートで換算する。取引日レートに近似する場合には、期中平均レートが使用されることも多い。しかしながら、為替レートが著しく変動している場合には、平均レートの使用は不適切となる。</li> <li>▶ 上記の結果発生するすべての為替差額は、資本の部の個別項目として認識される。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外支店における外貨建取引については、原則として、本店と同様に処理する。 例外： <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 収益及び費用の換算は、期中平均相場</li> <li>▶ 一定の条件で、すべての貸借対照表項目を決算時の為替相場で円換算できる。この場合、損益項目も決算時の為替相場によることができる。</li> <li>▶ 本店と異なる方法により換算することによって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。</li> </ul> </li> <li>在外子会社等の資産及び負債は、決算時の為替相場により円換算する。 親会社による株式取得時における資本に属する項目は、株式取得時の為替相場、取得後に生じた資本に属する項目は、当該項目の発生時の為替相場により円換算する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 収益及び費用については、原則として、期中平均相場により円換算する。ただし、決算時の為替相場によることも認められる。</li> <li>▶ なお、親会社との取引による収益及び費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場により円換算し、この場合に生じる差額は、当期の為替差損益として処理する。</li> <li>▶ 換算差額については、為替換算調整勘定として処理する。</li> </ul> </li> </ul>
5	在外営業活動体に対する純投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外営業活動体に対する報告企業の純投資の一部を構成する貨幣性項目（決済が計画されず、かつ、予見し得る将来において決済が発生しそうにない、親会社から子会社への外貨建貸付金等が該当）について生じる為替差額は、個別財務諸表上は損益として処理されるが、連結財務諸表上は資本の部の個別項目として認識され、純投資の処分時に損益へ振り替えられる。</li> <li>なお、営業上の債権・債務（売掛金・買掛金等）は、純投資には含まれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外営業活動体に対する純投資から発生する為替差額に関する個別規定はなく、純投資には親会社から子会社等への出資に限られ、IFRSのような一定の要件を満たす貨幣性項目は純投資に含まれない。</li> </ul>
6	為替予約の振当処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ会計の適用につき、振当処理は認められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建金銭債権債務等に係る為替予約等の振当処理も、当面の間、認められる。</li> </ul>
7	在外営業活動体の「のれん」の換算	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外営業活動体の取得により生じるのれんは、在外営業活動体の資産又は負債として処理しなければならない。</li> <li>したがって、在外営業活動体の機能通貨でまず記帳し、決算日レートにより親会社の表示通貨へ換算しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社が在外子会社を連結する場合、親会社の子会社投資から発生する連結のれん残高及びのれん償却額は、為替相場の変動による影響を受けない（HR換算）。</li> <li>なお、平成20年改訂基準（平成23年3月期から強制適用）では、IFRSと同様に改定済み。</li> </ul>
8	在外営業活動体に対する純投資の処分（純損益に振り替えるべき範囲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外営業活動体に対する持分が処分された場合、関連する資本の部の累積為替差額は、処分による差損益が認識されたときに資本から損益に振り替える。</li> <li>子会社に対する支配の喪失、関連会社に対する重要な影響力の喪失及び被共同支配企業に対する共同支配の喪失を伴う部分処分も、全部処分と同様に処理する（すべての累積為替差額を損益に振り替える）。</li> <li>企業が、在外営業活動体に対する持分を、当該事業体の全部又は一部の売却、清算、株式資本の償還、又は放棄によって処分することがある。</li> <li>在外営業活動体の帳簿価額の引下げは、活動体自</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分変動により親会社の持分比率が減少する場合、連結貸借対照表に計上されている為替換算調整勘定は持分比率の減少割合相当額が部分的に実現したこととなるため、その額を株式売却損益として連結損益計算書に計上する。</li> </ul>

		身で発生した損失又は投資元での減損損失の計上にかかわらず、部分的処分とはならない。	
9	在外営業活動体に対する純投資の処分（純損益に振り替えるべき金額の算定方法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結処理としてどちらの方法を採用しているにかかわらず、損益に振り替えるべき金額の決定に関しては、直接法（究極的な親会社が各子会社を直接連結する方法）又は段階法（究極的な親会社は中間親会社のサブ連結数値を連結する方法）のいずれかを会計方針の選択として決定し、すべての純投資の処分に統一的に適用する必要がある（どちらの方法を採用しても、連結B/S上の累積換算差額の金額に違いは生じないが、各子会社等に帰属する個社レベルの累積換算差額の金額には違いが生じるため、純損益に振り替える金額の決定に差異を生じさせるため）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な規定は存在しない。</li> </ul>

## II 本稿の対象と基準の構成

本稿は、以下の論点について、順次解説している。

### III：IAS第21号の解説

- 1：用語の定義
- 2：基準の適用範囲
- 3：機能通貨の決定と変更
- 4：当初認識
- 5：当初認識後の換算
- 6：換算差額の取扱い
- 7：表示通貨への換算
- 8：在外営業活動体の取得時の処理
- 9：在外営業活動体の換算
- 10：在外営業活動体の処分
- 11：重要な開示事項

### IV：IFRIC第16号の解説

- 1：概要
- 2：IAS第39号の純投資ヘッジ
- 3：適格な為替リスクの範囲
- 4：ヘッジ手段の保有
- 5：在外営業活動体に対する純投資処分時に資本から損益に振り替えられる金額

基準の守備範囲について概略で図示すると、【図2】のとおりである。

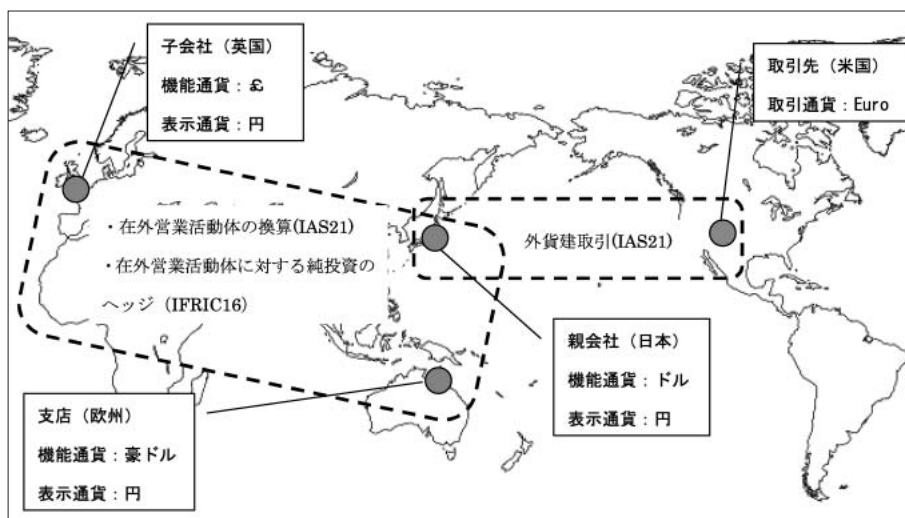
なお、本稿で説明の対象としている基準の構成は、右表のとおりである。

## III IAS第21号の解説

### 1：用語の定義

IAS第21号の解説に当たり、特に重要な用語は、次頁の表のとおりである。

【図2：基準の守備範囲の概略と本稿での具体例】



IAS第21号 外国為替レート変動の影響	IFRIC第16号 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ
目的	参照
範囲	背景 1-6
定義	範囲 7-8
定義に関する詳述	論点 9
機能通貨	合意事項 10-17
在外営業活動体に対する正味投資額	ヘッジ関係を指定できるヘッジされるリスクの性質及びヘッジ対象の金額
15-15A	10-13
貨幣性項目	ヘッジ手段はどこで保有することができるか 14-15
16	ヘッジされている在外営業活動体の処分 16-17
本基準で要求されているアプローチの要約 17-19	発効日 18
外貨建取引の機能通貨での報告 20-37	経過措置 19
当初認識 20-22	付録
当初認識後の報告期間の末日における報告 23-26	適用指針
為替差額の認識 27-34	設例
機能通貨の変更 35-37	結論の根拠
機能通貨以外の表示通貨の使用 38-49	
表示通貨への換算 38-43	
在外営業活動体の換算 44-47	
在外営業活動体の処分又は部分的な処分 48-49	
すべての為替差額の税効果 50	
開示 51-57	
発効日及び経過措置 58-60B	
他の基準等の廃止 61-62	
付録	
結論の根拠	

用語	定義	備考
外貨	企業の機能通貨以外の通貨	—
外貨建取引	外貨で表示されているか、又は外貨での決済を必要とする取引 ⇒「機能通貨以外の通貨」による取引	日本基準は「円」以外の通貨による取引
在外営業活動体	報告企業の所在国以外の国又は当該所在国の通貨以外の通貨にその活動の基盤を置く報告企業の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店	日本基準は法的形式的な区分による在外支店と在外子会社を区分
機能通貨	企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨	日本基準に明確な概念はない
表示通貨	財務諸表が表示される通貨	
在外営業活動体に対する純投資額	当該営業活動体の純資産に占める報告企業の持分の額	—

## 2：基準の適用範囲

IAS第21号は、①外貨建てによる取引及び残高の会計処理、②企業の財務諸表に連結、比例連結又は持分法により含まれる在外営業活動体の業績及び財政状態の換算、③企業の業績と財政状態の表示通貨への換算について適用しなければならない基準（IAS21.3）である。対象としている範囲のズレから、②と③に以下の差異が生じている。

まず、②については、日本基準が、連結手続で在外子会社等の帳簿を現地通貨から円へ換算する規定のみであるのに対して、IFRSは、在外営業活動体の個別財務諸表レベルでの換算（機能通貨による記帳）を規定している点で差異が生じている。

次に、③については、日本基準が、報告企業（親会社）は当初から円で記帳し、連結財務諸表も円で表示する前提を採っているのに対して、IFRSでは、報告企業（親会社）も、記帳を機能通貨で実施し、表示通貨に換算することを要求している点で差異が認められている。

従来、日本基準では、機能通貨という概念がなかったことから、親会社をはじめとするすべての在外営業

活動体を含む個々の事業単位（子会社・支店）で、まずは機能通貨が「どの通貨」であるかを判断することがIFRSを適用する上で必要である。この点については、次章で詳解する。

## 3：機能通貨の決定と変更

機能通貨は、上記の定義でも示したとおり、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」である。この企業が営業活動を行う主たる経済環境は、「通常、企業が主に現金を創出し支出する環境」をいい、例えば、【図2】で示したような日本に所在する企業（親会社）がその取引の大部分を経常的に米国ドル建てで取引している場合には、当該企業の機能通貨が「米国ドル」の場合もあり得る。機能通貨の決定に当たっては、以下の点を優先的に考慮することとされている（IAS21.9）。

### ・ 売上に関連する通貨

(i) 財貨及び役務の販売価格に大きく影響を与える通貨（主に、財貨や役務の販売価格が表示・決済されるとき通貨）

(ii) ある国の競争力及び規制が、財貨と役務の販売価格を主に決定することになる場合の当該国の通貨

### ・ 仕入れに関連する通貨

労務費、材料費や財貨や役務の提供に関するその他の原価に大きく影響を与える通貨（主に、当該原価が表示・決済されるとき通貨）実務上、複数の国と貿易取引を行っている企業は、上記の点を優先的に考慮しても機能通貨が決定できない場合も想定される。このような事態には、(a)財務活動により資金が調達される時の通貨や、(b)営業活動からの受取金額が通常留保される通貨といった事項を追加して検討し、経営者が総合的に判断する必要があり、単一の機能通貨に決定できないという状況は許されていない（IAS21.10/12）点は、重要である。

なお、個々の事業体ごとに機能通貨を決定することは既に述べたところであるが、在外営業活動体の機能通貨が親会社の機能通貨と合致していると決定する場合、一定の考慮要件をIFRSは要求することで、在外営業活動が安易に親会社と同様の機能通貨を選定することを防止している。考慮している要件は、以下のとおりである（IAS21.11）。

- (i) 在外営業活動体の活動が、報告企業から独立しているか否か
- (ii) 報告企業との取引が、在外営業活動体の取引全体に占める割合に比して高いか否か
- (iii) 在外営業活動体からのキャッシュ・イン・フローが、報告企業のキャッシュ・フローに直接影響を与え、すぐに送金できるか否か
- (iv) 在外営業活動体の活動から生じるキャッシュ・イン・フローが、既存又は予定される債務の返済に十分か否か

機能通貨は、「企業が営業活動を行い、主に現金を創出し支出する経済環境の通貨」であるため、当然、

いったん決定した後は、よほどの状況の変化が生じない限り変更はできないこととされている（IAS21.13）。ただし、機能通貨が決定の際に検討した基本的な取引、事象及び状態に変更がある場合には変更可能となる。例えば、財貨や役務の販売価格に主に影響を与える通貨の変更は、企業の機能通貨の変更理由になる場合がある（IAS21.36）。

この場合、企業は当該変更の日から将来に向けて新しい機能通貨に適用される換算手続を適用する（IAS21.35）。具体的には、企業は変更日における為替レートを使用してすべての項目を新しい機能通貨に換算する。換算の結果生じる非貨幣性項目の金額は、取得原価として扱われることになる（IAS21.37）。

#### 4：当初認識

##### ① 原則処理

IFRSでは、「外貨建取引は、当該外貨建取引で用いられた通貨（以下、本稿では「契約通貨」という。）と機能通貨の間の直物為替レートを用いて、機能通貨で当初認識する（IAS21.21）」こととされている。この点日本基準では、単純に「円」に換算し記帳することとされている。そのため、【図2】の親会社でいえば、IFRSが適用されると、機能通貨である米ドルで記帳することが求められるという点で、実務が大きく変わり得る点は留意が必要である。

##### ② 例外処理

IFRSでは、「実務上の理由から、取引日の実際レートに近似するレートが用いられることもよくある」として、「1週間又は1か月の平均レートが、当該期間に発生したそれぞれの外貨建てのすべての取引に用いられることがある（IAS21.22）」と基

準に一定の配慮が示されている一方で、為替レートが著しく変動している場合の一定期間の平均レートの使用は不適切として禁止し、実態との乖離が生じるのを未然に防いでいる。他方、日本基準では例外の範囲が広く、また、著しい変動が生じている場合の平均レートの使用を明確に禁止していないことから、例外処理が広く、実務上、採用されている状況にあるといわれる。特に、日本基準では対象となる取引の直近の一定の日における直物為替レートを利用できる等、理論的には取引時点を包含していないので、利用されるべきではないレートが利用可能であるなど、実務に配慮した簡便処理の幅が広く、IFRS導入時には、差異解消に当たり一定の対応が必要となる企業も存在する。

##### ③ 機能通貨以外での記帳（記帳通貨での記帳）

IFRSは多数の国で使用される基準であるので、機能通貨以外での記帳（以下では、「記帳通貨」という。）を認めている。これは、自国の通貨での記帳以外を申告等の目的も含め認めていない国も存在するため、企業（各事業体）の決定した機能通貨と、その事業体の所在国の通貨に隔たりがある場合の対策として、記帳通貨の利用を政策的に認めたものと考えられる。ただし、財務諸表作成時点では、上記の①、②で示した原則・例外に従って、記帳通貨から機能通貨に換算し、当初より機能通貨で記帳されていたであろう金額と同じ金額にすることが必要とされている（IAS21.34）。

IFRS導入に当たり、各事業体の機能通貨の決定と合わせて、規制機関に対し、機能通貨での記帳で問題がないことを確認するのも非常に重

要な点である。

#### 5：当初認識後の換算

各報告期間の末日を迎えた時点で、企業は原則として、取引発生日の直物為替レートに基づいた機能通貨で記帳した帳簿をさらに換算することが必要になる。この換算レートについては、大きく貨幣性項目と非貨幣性項目に分かれており、以下のような取扱いとされている（IAS21.23）。

各報告期間の末日において

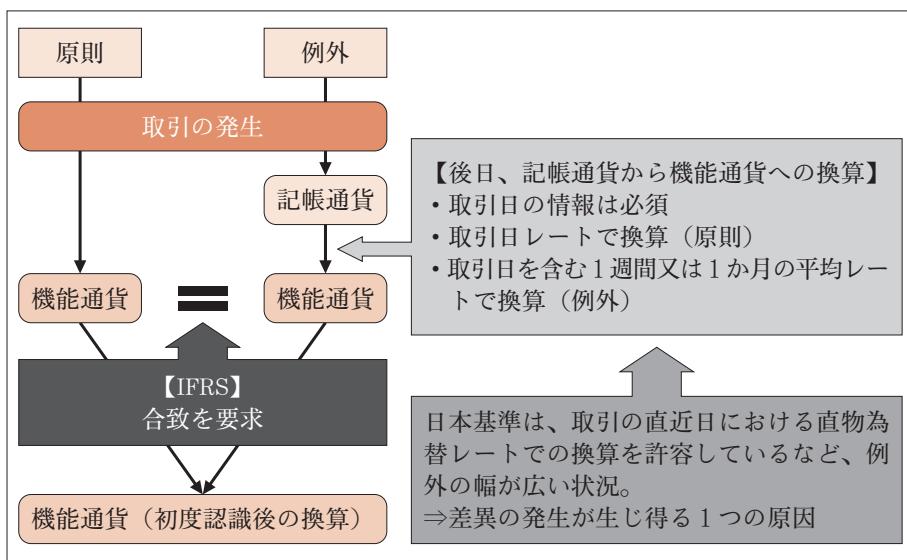
- (i) 外貨建貨幣性項目は、決算日レートをを用いて換算しなければならない。
- (ii) 外貨建ての取得原価において測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算しなければならない。
- (iii) 外貨建ての公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の為替レートで換算しなければならない。

なお、ここでいう貨幣性項目と非貨幣性項目については、次頁の【図3】のような特徴と例示に基づいて判断することが必要である（IAS21.16）。

なお、非貨幣性資産であっても、例えば、報告期間の期末日に低価法で評価される棚卸資産（IAS第2号）や、減損を考慮する有形固定資産等（IAS第36号）については、取引日（取得日）の直物為替レートを用いて換算された金額と、報告期間末日の決算日レートをを用いて換算された金額を比較することになるため、「減損損失が機能通貨で認識されるが、機能通貨以外の通貨（＝外貨）では認識されない、又はその逆」も生じることにIFRSは言及しており、このような点についても、IFRS導入時には注意する必要がある（IAS21.25）。

場合によっては、同一の取引について複数の為替レートが利用可能な

【図3】当初認識時における機能通貨での記帳と例外



分類	特徴	例示
貨幣性項目	固定又は決定可能な通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）	現金で支払われる年金やその他の従業員給付、現金で決済される引当金、及び負債として認識される現金配当
	受け取る（又は引き渡す）べき公正価値が固定又は決定可能な数量の通貨単位と等しくなるようにその数量が変動	企業の自己の持分金融商品又はその金額が変動する資産を受け取る（引き渡す）契約
非貨幣性項目	固定又は決定可能な数量の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）が存在しない	財貨及び役務の前払金額（例えば、前払リース料）、のれん、無形資産、棚卸資産、有形固定資産、及び非貨幣性資産の引渡しにより決済される引当金

場合があるが、この場合に使用されるレートは、当該取引の発生した時点で、現金で決済されていたとしたら使用されたレートとなる。例えば、在外営業活動体からの配当であれば、親会社への国際的な送金時に利用されるレートを使用しなければならないことになる。

他方で、取引時点において、2つの通貨の交換性が一時的に欠けている場合には、取引時点のレートは存在しないことになるため、交換が可能となった時点で最初のレートを使用して換算することが必要になる。

6：換算差額の取扱い

① 貨幣性資産の換算差額

貨幣性項目が外貨建取引から発生し、取引日と決済日との間で為替レ

ートが変動する場合、為替差額は発生することになる（IAS21.29）。例えば、【図2】で示した親会社が契約通貨を円とする輸出取引1,200万円（直物為替レート：100円/\$）を行った場合、米ドルが機能通貨の当該親会社は、12万ドル（1,200万円÷100円/\$）で売掛金を計上することになる。その後、報告期間の末日を迎えた段階で、直物為替レートが120円/\$に変化していたとすると、換算後の10万ドル（1,200万円÷120円/\$）で売掛金を測定しなければならない、2万ドルの換算差額が生じるといった例が該当する。

② 非貨幣性資産の換算差額

非貨幣性項目に係る利得又は損失がその他の包括利益に認識される場

合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識しなければならない、非貨幣性項目に係る利得又は損失が純損益に認識される場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益に認識しなければならないとされている（IAS21.30）。

利得又は損失がその他の包括利益に認識される具体的な例として、有形固定資産の再評価モデルがあり、評価差益をその他の包括利益に認識する。このような有形固定資産の当初認識時は、取得原価を取得時レートで機能通貨に換算するが、報告期間の期末日等に再評価した上で、その再評価時点の直物為替レートで換算することから、価格の変動とレートの変動に原因を持つ換算差額が生じることになる（IAS21.31）。

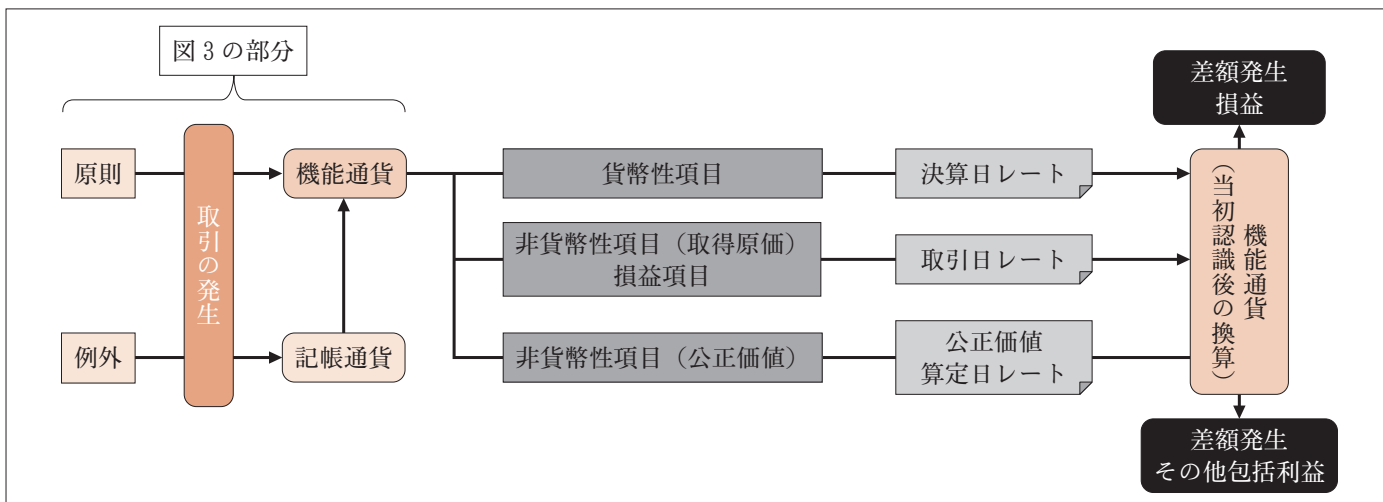
他方、利得又は損失が純損益に認識される具体的な例としては、投資不動産の公正価値モデルがあり、公正価値の変動を純損益に認識しなければならない。そのため、取得時の換算額、あるいは前報告期間末の換算額と、再評価時点での換算額に差異が生じることになる。

以上の、機能通貨での当初認識と、当初認識後の換算、換算差額の処理について、状況整理のため、【図3】とのつながりを含めて示すと、次頁の【図4】の流れになる。

7：表示通貨への換算

IFRSは多数の国で利用される基準であるため、企業はいかなる通貨（又は複数の通貨）でも財務諸表を表示することができるとし、表示通貨が企業の機能通貨と異なる場合には、企業はその業績と財政状態を表示通貨に換算する必要があることを規定している。例えば、企業集団に異なる機能通貨を有する個別の企業

【図4：当初認識後の換算（機能通貨）】



が含まれている場合、各企業の業績と財政状態は、連結財務諸表を表示できるように共通通貨で表す必要が生じる (IAS21.38)。本稿の【図2】で示した親会社は日本に存在するため、報告目的の財務諸表として円を使用することになる。この場合、機能通貨である米ドルで記帳された帳簿を表示通貨の円に換算しなければならない。このような表示通貨への換算については、以下の手順を経ることになる (IAS21.39)。

(i) 表示される各財政状態計算書の資産と負債 (IAS1.38~44が要求する比較年度の金額を含む) は、そ

の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。  
 (ii) 表示される各包括利益計算書又は分離した損益計算書に係る収益及び費用 (IAS1.38~44が要求する比較年度のコストを含む) は、取引日の為替レートで換算しなければならない。

(iii) 結果として生じるすべての為替差額は、その他の包括利益に認識しなければならない。

上記、(ii)については、実務を考慮して、「取引日の為替レートに近似するレート、例えば期中の平均レートが、収益及び費用項目を換算する

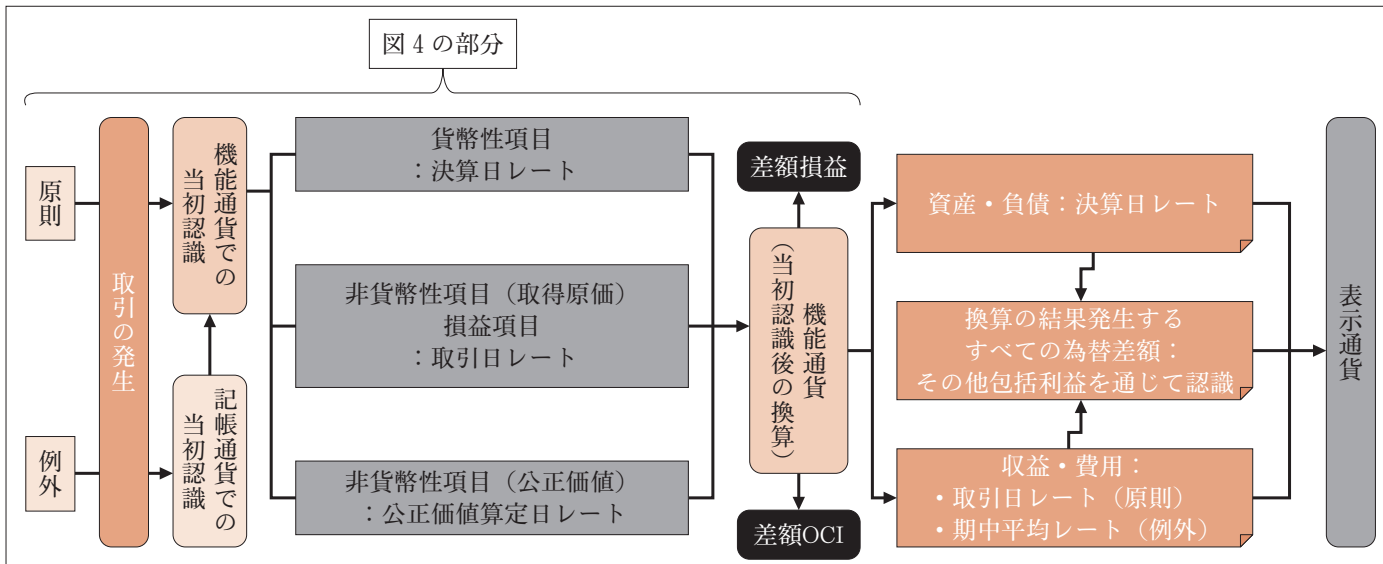
のに用いられることが多い。しかしながら、為替レートが著しく変動している場合には、ある期間の平均レートの使用は不適切となる (IAS21.40)。」としており、異常な変動時の平均レートの使用が明確にできない点は、日本基準には明示されておらず、機能通貨の解説で示したのと同様の差が生じることになる。

8：在外営業活動体の取得時の処理

① 企業結合時の処理

在外営業活動体は、上記の定義でも示したとおり、「報告企業の所在国以外の国又は当該所在国の通貨以外の通貨にその活動の基盤を置く報

【図5：表示通貨への換算】



告企業の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店」であり、日本基準のような法的・形式的な区分はない。このような在外営業活動体を取得する際には、IFRS第3号「企業結合」に基づいて取引又はその他の事象が企業結合に該当するかどうかを判断する必要がある（IFRS3.3）。企業結合に該当する場合には、「取得企業は取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しなければならない（IFRS 3.18）」ため、帳簿価額の公正価値への修正が必要になる。この帳簿価額は、在外営業活動体の資産と負債となるため、在外営業活動体の機能通貨で記帳され、決算日レートで表示通貨に換算されることになる（IAS 21.47）。

また、企業結合の際には、上記で示したように、公正価値に修正され

【図6：在外営業活動体の換算】

た資産・負債の純額と取得企業の投資額を比較し、のれんが計上されることがある<sup>1</sup>。こののれんも、在外営業活動体の借方項目として、在外営業活動体の機能通貨で記帳され、決算日レートで表示通貨に換算されることになる（IAS21.47）点は留意が必要である。なお、企業結合に該当しない場合には、単なる資産の取得と考え、当該投資等を上述の換算方法で換算することになる。

理解を促すために、【図6】による事例を紹介する。

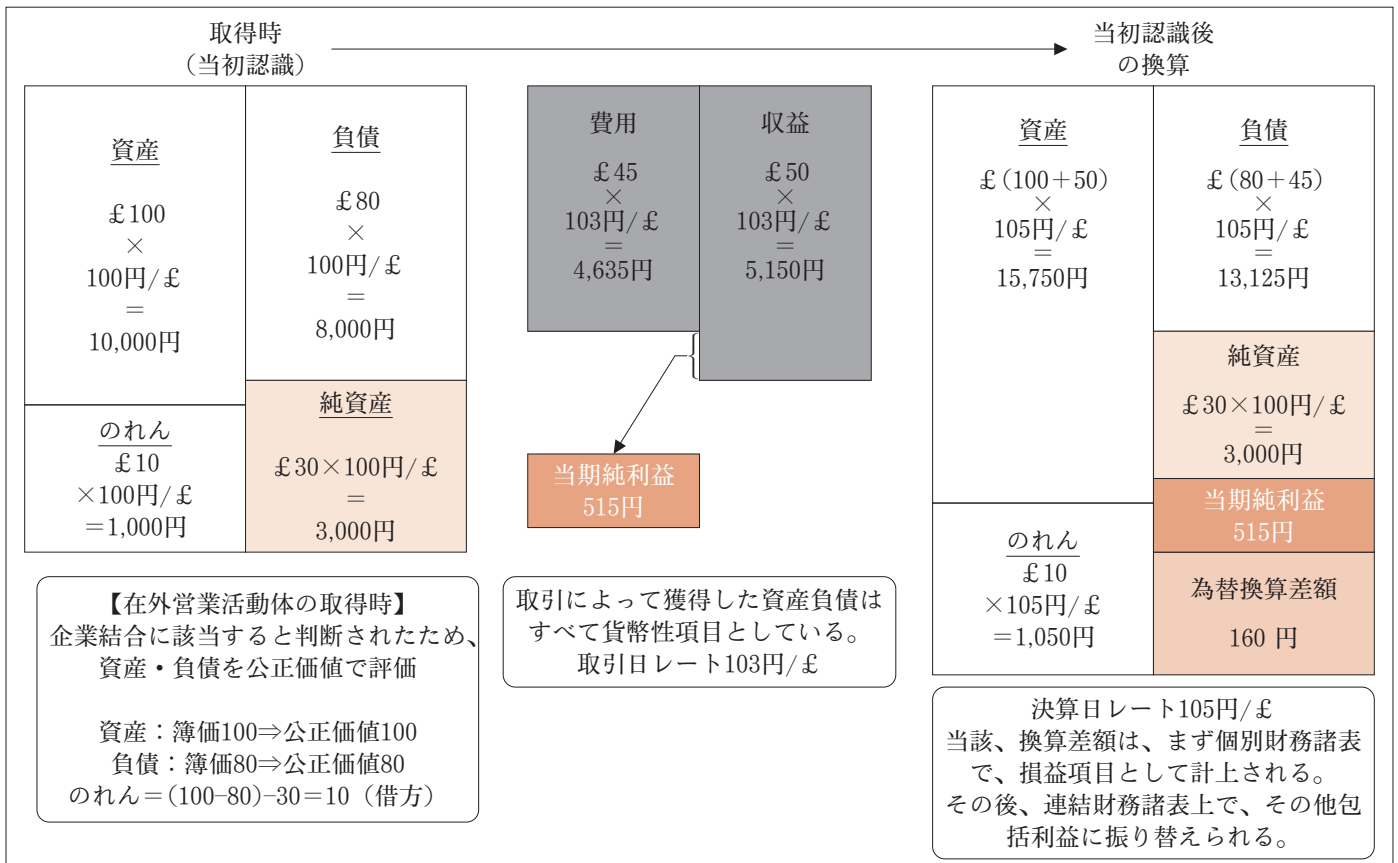
② 投資価額の検討

①で示した在外営業活動体の取得時の処理に当たり、公正価値評価された資産・負債と取得企業の投資額の差額がのれんになるが、この取得企業の投資額については、単に有価証券の取得のみならず、在外営業活動体に対する未収金・未払金といっ

た貨幣性項目を考慮する必要があることを基準は要求している。対象となる貨幣性項目が、決済が計画されず、かつ予見し得る将来において決済が発生しそうにない長期未収金又は長期貸付金などの項目が、実質的には在外営業活動体に対する企業の正味投資額の一部となり、営業上の未収金又は未払金は含まれない（IAS 21.15）。このような分析は、報告企業が直接保有する貨幣性資産に限定されず、報告企業グループ内の子会社間の債権・債務も該当するため、十分な注意が必要である（IAS21.15A）。

③ 資本に認識された為替差額の純損益への振替え

投資の一部とみなされた貨幣性項目については、報告企業を含む各事業体で決算日レートにより当初認識後の換算が行われ、その際に発生する為替差額は、個別財務諸表上、純





損益に認識する。なお、この為替差額は、連結財務諸表作成時の合算後、その他包括利益に振り替えられ、当該在外営業活動体に対する投資を処分するまで、資本から純損益に振り替える事は禁止されている(IAS21.32-33)。この資本から純損益への振替は、機能通貨から表示通貨への換算に際して生じた為替差額(IAS21.39(c))と合わせて、(A)機能通貨が変更された場合(IAS21.37)や、(B)資産又は処分グループを売却目的保有として分類した場合することになった場合(IFRS5.BC38)であっても許容されておらず、厳格に投資の処分がないとできない点、実務上の留意が必要である。

## 9：在外営業活動体の換算

### ① 原則的処理方法

在外営業活動体が、連結・比例連結又は、持分法により報告企業の財務諸表に含まれるように在外営業活動体の業績及び財政状態を表示通貨に換算する場合には、上記の7で示した報告企業と同じ方法による必要がある(IAS21.44)。そのため、日本基準が在外支店に対して、非貨幣性資産について重要性がないときには、収益・費用も決算日レートでの換算を容認している点で差異が生じる。

### ② 企業集団内の債権債務と為替差損益

なお、在外営業活動体の業績及び財政状態を報告企業に組み込むに当たっては、子会社の企業集団内の残高及び企業集団内の取引高の相殺消去のような通常の連結手続が採られるが、企業集団内の貨幣性資産(又は負債)は、短期であれ長期であれ、連結財務諸表に為替の変動の結果を表示することなしに、対応する企業

集団内の負債(又は資産)と相殺消去することはできないとされている(IAS21.45)。例えば、【図2】のケースで、報告企業(親法人)が機能通貨である米国ドル建ての貸付を英国の子会社に100万ドルしたとする。報告企業は、常に、100万ドルの貸付金が債権として計上されるが、英国子会社では、これを機能通貨のポンドで記帳することになる。ここでは、1ドル=0.8ポンドであったとすると、80万ポンドの借入金債務が認識される。その後、当初認識後の換算の際に、1ドル=0.85ポンドであった場合には、為替の変動を認識しなければならないことになる。このケースでは、為替差損5万ポンドを認識しなければならないことになる。

このような処理が要求されるのは、貨幣性項目は、ある通貨から他の通貨に転換されるという約定を意味し、報告企業が通貨の変動による利得又は損失にさらされることになるからであり、報告企業の連結財務諸表上、そのような為替差額は損益として認識しなくてはならない(IAS21.45)と基準上説明されている。これは、企業集団内の債権債務については、連結財務諸表内では存在しないものとして債権債務の相殺を行うが、いったん他方の債権・債務が企業集団外に移譲された場合には、為替リスクが顕在化すること等を考慮して、このような処理が要求されていると考えられる。そのため、連結財務諸表内では、みえてこない債権債務に関する為替差損益が計上される。なお、この点は、IFRS第7号「金融商品一開示」で要求されている感応度分析の対象(IFRS7.40&B18)でもあり、適切な対応が企業に要求される。

### ③ 決算日が異なる場合の取扱い

実務上、在外営業活動体の財務諸表の日付が報告企業の日付と異なる場合には、在外営業活動体は、報告企業の日付と同じ財務諸表を新たに作成することが多い。この場合には、上記①、②に倣って換算することになる。

実務上、追加決算により新たに財務諸表を作成しない場合には、IAS第27号は、日付の違いが3か月以内で、当該期間に生じる重要な取引やその他の事象の影響について修正が加えられる場合には、異なる日付を使用することを認めている。そのような場合には、在外営業活動体の資産及び負債は、在外営業活動体の報告期間の末日の為替レートで換算される点に留意が必要である(IAS21.46)。

## 10：在外営業活動体の処分

### ① 支配・重要な影響力等の喪失に該当する所有持分の変動－処分

在外営業活動体を含んでいる子会社に対する支配の喪失や、在外営業活動体を含んでいる関連会社に対する重要な影響力の喪失は、基準上、在外営業活動体の処分として、仮に、幾分かの持分が残存していても、その他の包括利益として認識されたすべての為替差額の累計額が資本から純損益に振り替えられる(IAS21.48-48A)。なお、在外営業活動体に非支配持分が存在している場合には、非支配持分に帰属していた為替差額を純損益に振り替えることはできず、認識の中止を行うことになる(IAS21.48B)。具体的には、資本の部内での勘定科目の振替えが行われる。

### ② 支配・重要な影響力等の喪失を伴わない所有持分の変動－部分的な処分

在外営業活動体を含んでいる子会社に対する投資を部分的に処分した

(IAS21.48D) が、支配が継続している場合には、企業はその他の包括利益に認識されていた為替差額の累計額に対する部分的処分に関する比例的持分を、当該在外営業活動体に対する非支配持分に改めて帰属させることが必要である。このような支配の喪失を伴わないものは、資本取引（すなわち、所有者としての立場での所有者との取引）として会計処理する必要があるためである（IAS 21.BC34 (a)）。

また、例えば、在外営業活動体を含んでいる関連会社に対する投資を部分的に処分したが、それでもなお重要な影響力を継続している場合、若しくは在外営業活動体を含んでいる子会社に対する投資を部分的に処分し支配は喪失したが、新たに重要な影響力を獲得した場合等については、その他の包括利益に認識されていた為替差額の累計額のうち、今回処分した比例的持分のみを純損益に振り替える必要がある（IAS21.48C）。

③ 在外営業活動体の簿価の引下げ  
投資先の在外営業活動体が、その活動の一環として、資産・負債の全部又は一部の売却や、事業体の清算、株式の償還、又は放棄をすることがある。このような活動が行われると、在外営業活動体の価値が下がり、その結果、帳簿価額の引下げが必要になる場合がある。このような行為の結果、このような投資先を含む在外営業活動体が損失を認識した場合であっても、また、報告企業が減損を認識した場合であっても、これは、所有持分の部分的な処分とはならない。したがって、その他の包括利益に認識された為替差損益のいかなる部分も、評価減の時点では純損益に振り替えてはならない（IAS21.49）。

#### 11：重要な開示事項

IAS第21号は、その他の基準と同様、開示事項を定めている。具体的には、以下の事項の開示が主に必要となるため、重要である。

「機能通貨」に関連する第53項及

び第55項から第57項の言及は、企業集団の場合には親会社の機能通貨に適用する。

- 純損益に認識された為替差額の額（IAS第39号に従って純損益を通じて公正価値で測定される金融商品から生じたものを除く）
- その他の包括利益に認識され、資本の独立の区分に累積されている正味為替差額及び期首及び期末時点の為替差額の調整
- 表示通貨が機能通貨と異なる場合には、その旨を説明し、併せて、機能通貨及び異なる表示通貨を使用する理由
- 報告企業又は重要な在外営業活動体の機能通貨に変更がある場合には、その旨及び機能通貨の変更の理由
- 企業が機能通貨と異なる通貨で財務諸表を表示する場合には、(中略) IFRSのすべての規定に準拠している場合のみ、財務諸表はIFRSに準拠している旨の記載をする。

## II. IFRIC第16号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

### IV IFRIC第16号の解説

#### 1：概要

IFRIC第16号は、在外営業活動体に対する純投資から生じる為替リスクをヘッジ（以下では、「純投資ヘッジ」という。）して、IAS第39号に従ってヘッジ会計に適格となることを望んでいる企業に適用するものである。実務上、在外営業活動体に対する純投資を有する企業が為替変動リスクにさらされているため、ヘッジされるリスクを識別するために適格な指針を提供すべきであるという要請に応えたものである。

なお、便宜上、ヘッジ会計が適格となることを望んでいる企業を以下では、親会社と呼び、在外営業活動体の純資産が含まれている財務諸表を連結財務諸表と呼んでいる。また、親会社に言及している場合はすべて、ジョイント・ベンチャー、関連会社又は支店である在外営業活動体に対する純投資を有している企業にも等しく適用されることになる。当該解釈指針は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジにのみ適用し、他の種類のヘッジ会計に類推適用することは許されていない（IFRIC16.7-8）点は留意が必要である。

#### 2：IAS第39号の純投資ヘッジ

今回の基準の直接的な説明ではないが、IFRIC第16号を解説する上では、IAS第39号に定められた純投資ヘッジの理解が必要であり、簡単な設例を設けている。なお、本稿は、平成22年10末日現在で有効な基準に基づいており、今後の金融商品のうち、ヘッジ会計に関する改訂があった場合には、取扱いが変更される可能性がある点には、十分に留意が必要である。

設例における取引の経緯は、次頁の表のとおりである。

前提条件及び取引の概要：	親会社（A社）： 機能通貨・表示通貨 円	在外営業活動体（B社）： 機能通貨 円
① 親会社が在外営業活動体に対して、20円を出資設立（直物為替レート：100円/円）	(借方) 子会社投資 2,000円 (貸方) 現金 2,000円	(借方) 現金 円 20 (貸方) 資本金 円 20
② ①と同日にB社が80円の借入（直物為替レート：100円/円）	仕訳なし	(借方) 現金 円 80 (貸方) 借入金 円 80
③ 商品の仕入(45円)と売却(50円)（直物為替レート：103円/円）	仕訳なし	(借方) 売上原価 円 45 (貸方) 買掛金 円 45 (借方) 売掛金 円 50 (貸方) 売上高 円 50

上記の取引を経た結果、B社のT1末現在の試算表は、機能通貨円ベースだと以下の状況にある。なお、

T1末現在 B社TB（機能通貨：円）			
現金	100	買掛金	45
売掛金	50	借入金	80
		資本金	20
売上原価	45	売上高	50
(小計)	195	(小計)	195

このB社のTBを、連結財務諸表作成目的のため、親会社（A社）の表示通貨である円に換算する。なお、

親会社の表示通貨：円への換算（単位：円）					
現金	10,500	(105円/円)	買掛金	4,725	(105円/円)
売掛金	5,250		借入金	8,400	
			資本金	2,000	(100円/円)
売上原価	4,635	(103円/円)	売上高	5,150	(103円/円)
(小計)	20,385		(小計)	20,275	

ここで生じた借方と貸方の換算差額（110円）は、B社で表示通貨への換算過程で生じたものであり、上述の9①で示したとおり、報告企業と同じ方法により換算されることから、その他の包括利益に認識される（IAS21.39(c)並びに「7：表示通貨への換算」参照）。この状況を時系列で図に示すと、次頁の【図7】となる。

親会社A社は、このようなB社の財務諸表を連結財務諸表上合算し、

すべての取引がB社の機能通貨円によっているため、本問では、当初認識後の換算による差額は生じていない。

T1末現在の直物為替レートは105円/円である。

投資と資本の相殺消去をすることになるが、B社に対する純投資について生じた為替換算差額110円（その他の包括利益に計上）を連結財務諸表上で認識しなければならないことになる。

このような在外営業活動体に対する純投資について、為替変動リスクの影響を受けないようにすべく、親会社は、例えば、連結グループ範囲外から円建ての借入金を投資時点（直物為替レートは100円/円）で

30し、ヘッジすることが考えられる。この場合、借入時に、親会社A社では、

(借方) 現金 3,000円  
(貸方) 借入金 3,000円

という仕訳をきる。

続いて、純投資ヘッジについては、IAS第39号で、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジを含む）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならないとし、具体的には、

(a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効なヘッジ（IAS39.88参照）と判定される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない。

(b) 非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

と定めている（IAS39.102前段）

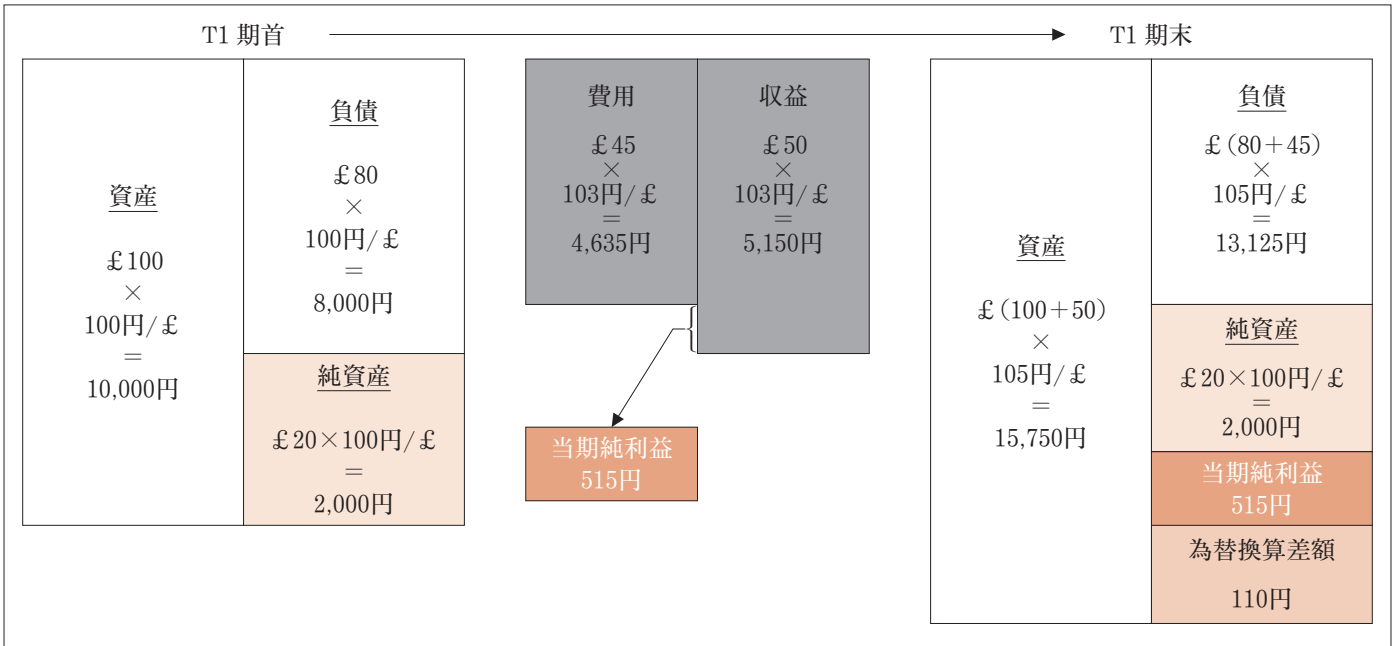
ため、本問では、IAS39.88というヘッジ要件を満たしているものとする、期末日の直物為替レート105円/円では、

(借方) 為替差損 50円  
その他の包括利益 100円  
(貸方) 借入金 150円

という仕訳が必要になる。これは、借入金円30に生じた換算差額のすべてがA社からB社への投資円20について、有効なヘッジ手段に係る利得又は損失とは考えられず、非有効部分が存在するからである。この仕訳を計上した結果、B社がその他の包括利益に貸方計上した為替換算差額110と、A社が借方に計上した上記仕訳の100の間で、ヘッジ対象と手段によるヘッジ会計が成立することになるのである。また、ヘッジが非有効な部分は自動的に損益に認識される。

なお、IAS39.102項の後段において、その他の包括利益に認識されて

【図7：在外営業活動体に関する投資と純投資ヘッジの設例概要】



いるヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段に係る利得又は損失は、在外営業活動体の処分又は部分的な処分の時に、(中略)組替調整額として資本から純損益に振り替えなければならないとしているが、これは既に「10：在外営業活動体の処分」で説明している点である。

**3：適格な為替リスクの範囲**

上記の「2：IAS第39号の純投資ヘッジ」は極めて単純な例を示したが、実務上は、在外営業活動体が多数あるために、中間親会社が生じるケース等もある。そのため、在外営業活動体に対する純投資のヘッジがIAS第39号で規定されているものの、その適用に当たり不明確であった純投資ヘッジのうち、ヘッジ会計の対象として適格な為替リスクの範囲は何かをIFRIC第16号は示している。この点については、解釈指針上、4つの可能性が示されたが、ヘッジ可能な経済的リスクは表示通貨から生じず、機能通貨からのみ生じるとされ(IFRIC16.10)、具体的には、以下の4つのうち、4)を除く3つが適格

な為替リスクとされている(IFRIC16.12)。

- 1) 直接親会社の機能通貨
- 2) 中間親会社の機能通貨
- 3) 最上位の親会社の機能通貨
- 4) 連結グループの表示通貨(これが最上位の親会社の機能通貨と異なる場合)

このような結論に至ったのは、機能通貨は企業が営業する主要な経済環境に基づいて決定されるので、機能通貨はキャッシュ・フロー又は公正価値の変動に対する経済的エクスポージャーを創出するが、表示通貨はそうではなく、自由に決定可能であるからとされている(IFRIC16.BC14/IAS21.38)。

**4：ヘッジ手段の保有**

IFRIC第16号は、ヘッジ会計の対象として適格な為替リスクの範囲を上記の「3：適格な為替リスクの範囲」で示したとおり、機能通貨に限定しているが、比較的広い範囲で認めているため、ヘッジ手段はどこで保有することができるかという点についても検討している。この点につ

いては、ヘッジ手段は、純投資ヘッジに関するIAS第39号第88項の指定、文書化及び有効性の要求が満たされている限り、企業集団内のどの企業(自らがヘッジ対象とされている在外営業活動体を除く)が保有していてもよいとされている。なお、特に、企業集団のヘッジ戦略は、企業集団の異なるレベルにおいて異なる指定が行われる可能性があるため、明確に文書化しなければならないとして、ヘッジ要件の充足には、細心の注意が必要であるとしている(IFRIC16.14)。ただ、影響額を含む十分なヘッジ情報の把握が可能であれば、連結グループ内のヘッジ戦略上、さまざまな対応も採り得ることになるため、十分に検討されるべき重要な部分と考えられる。

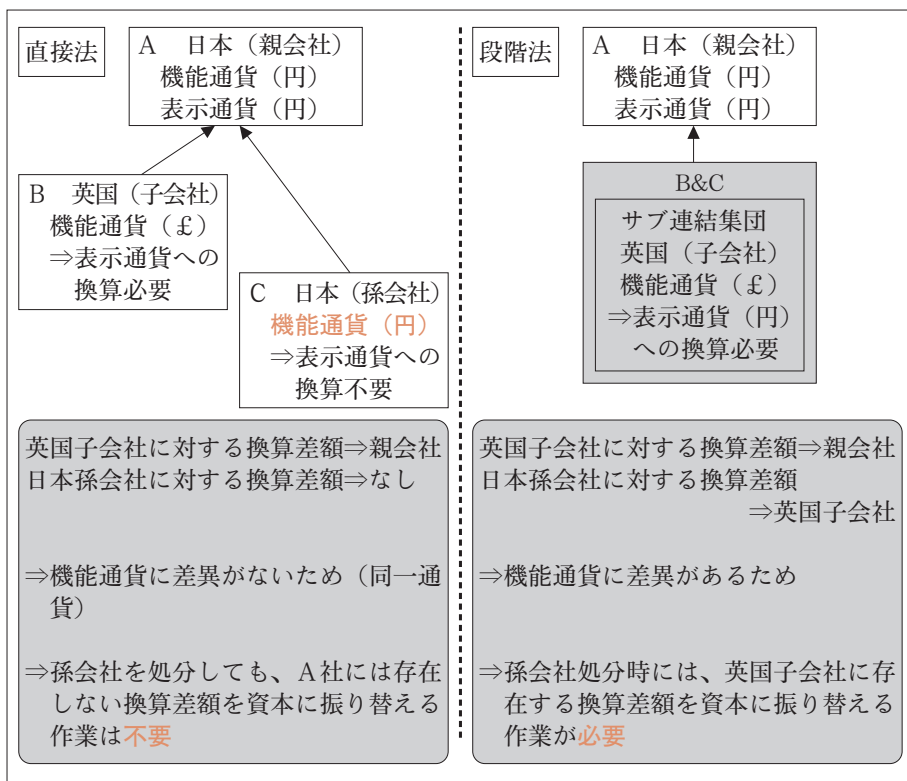
**5：在外営業活動体に対する純投資処分時に資本から損益に振り替えられる金額**

上記の「2：IAS第39号の純投資ヘッジ」で示した例は、報告企業と在外営業活動体が直接連結されており、ヘッジされていた在外営業活動

体が処分される場合に、ヘッジ手段に関する親会社の連結財務諸表の為替換算調整勘定から組替調整額として純損益に振り替えられる金額は、IAS第39号第102項が識別を要求している金額といっても容易に算定ができる。その金額は、有効なヘッジと判定されていた当該ヘッジ手段に係る累積利得又は損失だからである(IFRIC16.16)。

しかし、中間親会社が存在するよ

【図8：連結方法による換算差額の帰属と取扱い】



実務上は、連結方法として段階法を使用することが多いと感覚的に考えられるが、そうすると、ヘッジの有効性を判定するために使用した金額と異なる金額が純損益に振り替えられることとなる場合がある。この差額は、直接法を使用していれば発生していたであろう当該在外営業活動体に関する金額の算定により消去されることになると考えられるが、この差額に関する修正は、IAS第21号では要求されていない。そのため、

うな場合には、確かに、その他の包括利益の1つとして連結財務諸表に計上される為替換算調整勘定の合計額は変わらなくても、連結方法として直接法と段階法を採用するかで、各社に帰属する金額が相違することになる。例えば、日本に子会社Cを有している英国のB社を、報告企業であるA社が買収した場合を考えると、以下のような状況が考えられる。

定するために、使用した金額を振り替えることになる3番目の方法は、実務でも多くみられる段階法に基づいたサブ連結方式によるので、容易であるが、ヘッジ戦略での見込みと結果が異なる可能性があるため、十分な検討をして、方向性を早期に決定する必要がある。

なお、在外営業活動体に対する純投資は、ヘッジの有無でその投資の性質を異にすることは全くないので、上記の3つの方法のうち、1つを選択する際には在外営業活動体全体で同じ取扱いをする必要がある。

**V おわりに**

IAS第21号並びに、IFRIC第16号は、収益や有形固定資産等の一般的論点を検討した後に実施することが多いと思われる。しかし、連結方法にも、検討が波及している点や、冒頭でも記載したとおり、連結財務諸表作成に当たって、記帳する通貨を決める非常に重要な論点であるため、報告企業の機能通貨の検討と合わせて、すべての在外営業活動体の機能通貨を早い段階で把握することが重要と考えられる。

なお、IAS第21号、IFRIC第16号について、近い将来に改訂される予定はない。

〈注〉

- 1 なお、割安購入により生じた負ののれんは、取得日において、取得企業の純利益に認識しなければならない(IFRS3.34)

教材コード	J 0 2 0 6 1 3
研修コード	2 1 0 3 1 1
履修単位	1単位

- 連結方法として直接法を採用する方法
  - 連結方法として段階法を採用するが、直接法を採用していた場合の金額を処分時の振替額に修正する方法
  - 連結方法として段階法を採用し、修正は行わない方法
- この3つの方法が想定される。これは、すべての純投資について首尾一貫して採用すべき会計方針の選択と考えられる(IFRIC16.17)。
- 一見すると、ヘッジの有効性を判